

【1】取扱基準・手続きについて

Q【1-01】

感震ブレーカーを取り付けなくても100万円の補助金はもらえますか。

A【1-01】

4市町(徳島市、阿南市、牟岐町、美波町)以外は感震ブレーカー設置は必須です。このことから、感震ブレーカーを設置しない場合は100万円の補助金ももらえません。

Q【1-02】

メインの分電盤とは別に湯ノックスなど2系統以上で引き込んでいる場合は、それぞれの分電盤に感震ブレーカーが必要ですか。

A【1-02】

それぞれには、必要ありません。メインの分電盤の回路へ設置することが補助の要件です。

Q【1-03】

事業計画書の記入欄、改修計画作成者と施工担当が登録者でなければならないですか。

A【1-03】

改修計画作成者は耐震診断員又は耐震改修計画施工者等で登録された方、施工担当者は耐震改修施工者等で登録された方に限ります。

Q【1-04】

制度が変わりすぎてて分かりづらいのですが、どこで教えてもらえますか。

A【1-04】

木造住宅の耐震化促進のため、制度の充実を行っています。  
解らないことは市町村や建築士会の窓口で相談を受け付けていますからご利用ください。

Q【1-05】

申請時期を通年にして欲しいと思います。4月、5月に工事ができないのがその理由です。

A【1-05】

繰越制度のある市町村であれば可能です。

Q【1-06】

自分の家を自分で耐震診断、耐震改修はできますか？

A【1-06】

耐震診断員の要件に該当すれば診断できます。耐震改修では各事業の施工者要件に該当する方が工事できます。なお、耐震改修のご本人の手間賃については、原則として補助対象にはなりません。事業計画書の記入方法など詳しくは建築士会相談窓口までお問い合わせください。

Q【1-07】

木造住宅耐震診断員、耐震改修施工者等と名刺に表示して営業できませんか。

A【1-07】

耐震診断業務、耐震改修業務以外の業務に使わなければ表示して営業してもかまいません。

## 【2】補強計画について

Q【2-01】

診断済みの物件で補強計画を行う場合、平成25年以前のもものは再度、耐震診断からですか。

A【2-01】

Q & A集のQ・04に記載のとおり、平成25年以前の診断法は現行の改定2014診断法と大きく異なるために再診断を行う必要があります。

Q【2-02】

実際に改修する場合と工事内容が違って、金額に差ができる場合がありますか。

A【2-02】

Q & A集のQ・14に記載があります。参照して下さい。

Q【2-03】

チェックシートの内容に屋根等があるのに壁の補強のみで何かおかしいのではありませんか。

A【2-03】

Q & A集のQ・09に記載されているとおり、原則として不適當です。  
補強計画提案書は、大規模工事となる屋根改修等を含まない、壁補強により評点向上を目指すもので、申込者に選択枝の幅を広く示すことを目的として作成するものです。

Q【2-04】

下屋の壁は効果が無い場合が考えられますが、耐力壁として入力してもかまいませんか。

A【2-04】

屋根面の固さ、基礎形状、つなぎ梁の接合方法等により効果が少ない場合も考えられます。そのようなときも下屋部分に補強壁を配置しても可ですが、建物全体としてゆとりのある壁量となるように努めてください。

【3】改修工事等について

Q【3-01】

Wee2012の耐力壁は、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の低コストの耐震補強を使えますか？

A【3-01】

追補版P2に記載がありますが、H29.4月から包括認定されており、使用可能です。

Q【3-02】

構造用合板を計画していたが、柱と梁、柱と土台の幅が違う場合、どのように張ればよいですか。

A【3-02】

柱と梁、土台が同一面になるように受け木を工夫して取り付け、面材耐力壁を施工して下さい。

Q【3-03】

不明で診断した壁を、改修設計する際、どこまで調査すればよいですか。

A【3-03】

筋かいや土塗壁まで詳細に調査することが望ましいですが、できない場合は以下のようにして改修設計を行ってください。

- ①不明壁は残したまま（「60番その他別添仕様」）で補強する
- ②推定した壁仕様を基に改修設計を行い、着工して後に実態に合わせて変更設計を行う

Q【3-04】

2Fがのっている梁の下が和室で柱を入れられない場合、火打ちは入れますが、実際にそれで大丈夫かどうか不安なのですが。

A【3-04】

不安な部分の改善も行うことが必要です。

【4】改修工事等について

Q【4-01】

2Fの下に耐力壁を入れるようにはしていますが、間取的に難しい場合はどうすればよいでしょうか。

A【4-01】

2階耐力壁直下に壁が有ることは、望ましいですが制約は設けていません。梁で受ける場合は、2階の耐力壁の有効性が低下するので、ゆとりをもった壁量を確保する事と、受け梁の安全性に留意してください。

### H30.03 意見交換会Q&A

Q 【4-02】

対象内と対象外の判断が難しいのですが。

A 【4-02】

2016マニュアル P23, 24に記載があります。  
また耐震改修のユニットバスは2016Q&A P34 Q10に記載されています。

Q 【4-03】

耐震シェルター工事は認定されている2社しかできないのでしょうか。

A 【4-03】

認定を受けた販売2社の技術指導を受ければ施工可能です。

Q 【4-04】

低コスト工法のアングル仕様に大壁仕様(既存土塗壁あり)の耐力を同じ面に加えられますか。

A 【4-04】

低コスト工法を発刊した愛知建築地震災害軽減システム研究協議会へお問い合わせ下さい。

Q 【4-05】

中間検査で変更の部分を3部、完了でさらに変更した部分をまた3部の提出を完了でまとめて3部になりませんか。

A 【4-05】

変更があれば、その都度提出する必要があります。マニュアルの各事業に記載のとおりです。

Q 【4-06】

写真の撮り方が分かりにくいので教えて下さい。

A 【4-06】

2016マニュアルP191-194に記載があります。合理的な撮影をしてください。  
なお、判読しやすいようにA4サイズの台紙に3葉程度を貼ってください。

Q 【4-07】

内壁は半間でも補強する場合は、部屋ごと内装の復旧は補助対象と聞くと、外壁も半間でも補強すれば全体に仕上げ材の張り替えは補助対象になりますか。

A 【4-07】

補強等を行う外壁面のみ(当該壁の端から端まで)が補助対象です。

Q【4-08】

筋交い等で両端の金物が同じものが使用出来ない場合どうしたらよいのでしょうか。

A【4-08】

原則、同一金物ですが、無理な場合は他の同等品も使用可とします。